

注意喚起

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 山城 千秋
副 会 長 友利 博朗



日頃より予防接種事業及び感染症対策にご支援ご協力賜り、感謝申し上げます。

沖縄県保険医協会より「新型コロナウイルス感染症対策診療の取り扱い」の情報が届きました。新型コロナ対策での通信機器を用いた診療対応についてよく纏まっておりますので診療の参考にさせていただきます。

☆ 問合せ先：那覇市医師会・事務局（前泊・上原） TEL 098-868-7579

会員のみなさまへ重要なお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策診療の取扱いが整理されました

厚生労働省は「4月10日事務連絡」（新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて）を示し、診療の取扱いを整理しました。本取扱いは、あくまでも「感染が収束するまでの間」の時限的・特例的なものとされ、「原則として3か月ごとに」見直すとされています。

「4月10日事務連絡」及び「診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その10）」をまとめましたので、ご参照ください。 本取扱いは4/10診療分から適用です。

① 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療が可能に！

○医師の医学的判断の下、診察、診断、処方が可能

●麻薬及び向精神薬の処方不可

●基礎疾患情報が把握できない場合は、(1) 処方7日限度、(2) 抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤等の処方は不可

算定方法 初診料…214点を算定

※調剤料、処方料、処方箋料、調剤技術基本料、又は薬剤料の算定可

カルテ記載 初診から電話や情報通信機器を用いた診療を行うことの不利益情報等について、患者に説明した内容

※「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を参照

被保険者資格の確認 FAX やメール、視覚情報（スマホ等）により確認する

※電話の場合は、氏名、生年月日、連絡先（電話番号、住所、勤務先等）、保険者名、保険者番号、記号、番号等の被保険者証の券面記載事項の確認で差し支えない

一部負担金の徴収 銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法で差し支えない

② 再診での電話や情報通信機器を用いた診療

慢性疾患を有する定期受診患者の場合、点数が変更！

○これまで処方していない薬剤の処方可

算定方法 特定疾患療養管理料…147点（月1回限度）←4月号協会紙1面に掲載している点数（100点）から変更となります。

※「情報通信機器を用いた場合」が注に規定されている管理料等を算定していた患者に対して、計画等に基づく管理を行う場合に算定

カルテ記載 ①の初診の取扱いと同じ

③ 電話や情報通信機器を用いた診療における処方箋の取扱い

患者が服薬指導を希望する場合、処方箋への記載が必要！

処方箋の「備考欄」への記載 「0410対応」と記載

※当該患者の同意を得て、医療機関から患者が希望する薬局に FAX 等により処方箋情報を送付

※処方箋原本を保管し、FAX 送信した薬局に処方箋原本を送付

※基礎疾患情報を把握できていない患者の場合は、処方箋の備考欄にその旨を明記

カルテ記載 送付先の薬局名

④ 電話や情報通信機器を用いた診療における薬剤の配送の取扱い

○患者と相談の上、医療機関から薬剤を直接配送して差し支えない

※薬剤の品質の保持(温度管理等)や、確実な授与等がなされる方法(書留郵便等)で患者へ渡す

※薬剤の発送後、当該薬剤が確実に患者に授与されたことを電話等により確認

配送料及び薬剤費等の徴収 配送業者による代金引換のほか、銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法で差し支えない

⑤ 電話や情報通信機器を用いた診療等について実施状況報告

○電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行う医療機関は、その実施状況について、別添1の様式(略)により、所在地の都道府県に毎月報告を行う

⑥ 厚労省ホームページでの公表

○厚生労働省

国民・患者に対して、電話や情報通信機器等による診療を受けられる医療機関の情報を提供するため、電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧を作成し、厚生労働省のホームページ等で公表する

○医療機関

オンライン診療及び本事務連絡に基づく電話や情報通信機器を用いた診療を実施していることについて、その旨を医療に関する広告として広告可能

外来での対応について (4/8 付厚労省事務連絡より)

○新型コロナウイルス感染症患者(疑いの患者を含む)の外来診療を行う場合、

院内トリアージ実施料(300点)を算定できる ← 要チェック！

○要届出の点数ではあるが、特例として届出は不要

○点数表の規定に関わらず、すべての時間帯で算定可能

○「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第1版」に従い、院内感染防止等に留意した対応を行う

※今年度診療報酬改定にかかる疑義解釈等につきまして、随時協会ホームページに掲載しますので、ご確認ください。また、疑義解釈を含めた算定に関するご質問等は、FAXにて受付けております。

沖縄県保険医協会 電話098-832-7813 FAX098-832-4482